

八女市外部公益通報の処理に関する要綱

(令和4年5月30日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、外部の労働者からの外部公益通報に関する通報、相談、苦情等（以下「通報相談等」という。）があった場合において、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、本市の行政機関が適切に対応するために必要な事項を定めることにより、外部の労働者の保護を図るとともに、地域住民の生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者 法第2条第1項各号に掲げる者をいう。ただし、八女市内部公益通報の処理に関する要綱(令和4年5月30日決裁)第2条第1号アの市職員及び同号イの市教育職員を除く。
- (2) 法令 法律及び法律に基づく命令並びに本市の条例、規則、規程その他これらに類するものをいう。
- (3) 外部公益通報 外部の労働者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、それぞれ法第2条第1項各号に定める事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。）又は当該事業者の事業に従事する場合におけるその役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法律又は法律に基づく命令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。）、従業員、代理人その他の者（以下「事業者等」という。）について外部通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該外部通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）（以下「処分等」と総称する。）をする権限を有する本市の行政機関に通報することをいう。
- (4) 外部通報対象事実 法令に違反する事実をいう。
- (5) 受付 本市に対してなされた通報相談等を受けることをいう。
- (6) 受理 本市に対してなされた通報について、第7条第1項の調査又は法

令に基づく措置その他適当な措置（以下「措置」という。）を行う必要性があるものとして受け付けることをいう。

(7) 所管課 本市の行政機関の事務を分掌する課（課に相当する組織を含む。）のうち、外部通報対象事実について処分等をする権限に関する事務を分掌するものをいう。

(外部通報窓口)

第3条 外部公益通報に関する通報相談等を受け付ける窓口（以下「外部通報窓口」という。）を総務部総務課に置く。

2 外部通報窓口の職員は、通報相談等があったときは、速やかに所管課に取り次ぐものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、外部通報窓口を経由せずに所管課に通報相談等があったときは、当該所管課が、これを受け付けることができる。

(受付時の対応)

第4条 外部通報窓口及び所管課の職員は、通報相談等があったときは誠実かつ公正に当該通報相談等に対応しなければならない、正当な理由なく通報相談等の受付を拒んではならない。

2 前項の規定により通報相談等の受付を行ったときは、次に掲げる事項について通報者、相談者等（以下「通報相談者等」という。）を確認するとともに、当該通報相談等に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、当該通報相談等の受付後の手続の流れ等を当該通報相談者等に対して説明するものとする。ただし、匿名による通報相談等の場合又は通報相談者等が説明を望まない場合については、この限りでない。

(1) 当該通報相談者等の氏名又は名称、住所又は居所及び連絡先

(2) 当該通報相談等の対象となる事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

(3) 当該通報相談者等と当該通報相談等の対象となる事業者等との関係

(4) 当該通報相談等の内容となる具体的かつ客観的な事実及び関係する法令

(5) 前号の事実を裏付ける資料の有無及びその名称

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3 書面、電子メール等の方法によって通報相談等がなされたときは、通報相談者等に対して当該通報相談等を受領した旨を速やかに通知するよう努めるものとする。

- 4 外部通報窓口及び所管課の職員は、匿名による通報相談等についても可能な限り実名による通報相談等と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定により通報相談等の受付を行った場合において、市の行政機関が外部通報対象事実についての処分等をする権限を有しないときは、当該外部通報対象事実についての処分等をする権限を有する他の行政機関を遅滞なく教示するものとする。

(受理及び通知)

第5条 所管課の職員は、前条の規定により通報相談等を受け付けたときは、当該通報相談等が通報であると認められるときに限り、当該通報が外部公益通報に該当するかどうかについて判断するものとする。

- 2 所管課の職員は、前項の判断をするに当たり、通報が次のいずれかに該当するときは、受理しないことができる。
 - (1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的による通報であると認められるとき。
 - (2) 通報の内容が具体性を伴わず、不分明であるとき。
 - (3) 通報の内容が虚偽であることが明らかであるとき。
 - (4) 伝聞に基づく通報であり、通報の内容について信ずるに足りる理由が認められないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、外部通報対象事実には該当しないことが明らかであるとき。
- 3 所管課の職員は、通報を外部公益通報として受理したときは、通報者に対して遅滞なく通知するものとする。
- 4 所管課の職員は、通報を外部公益通報として受理しないときは、通報者に対して、受理しない旨及びその理由を遅滞なく通知するものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、通報者が通知を希望しないとき、又は通報者と連絡が取れないとき、その他やむを得ない事情があると認められるときは、通知を行わないものとする。
- 6 所管課の職員は、外部公益通報に該当しない通報相談等である場合も、必要があると認めるときは、適切に対応するものとする。

(受理後の教示)

第6条 外部公益通報の受理後において、本市の行政機関以外の行政機関が外部通報対象事実についての処分等をする権限を有することが明らかになった場合は、

所管課の職員は、通報者に対して当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。この場合において、所管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、所管課が作成した当該外部公益通報に係る資料を通報者に提供するものとする。

(調査)

第7条 所管課の職員は、外部公益通報を受理したときは、必要な調査（以下単に「調査」という。）を行うものとする。

2 所管課の職員は、調査の実施に当たっては、外部公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のために、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

3 所管課の職員は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するものとする。ただし、適切な外部公益通報の取扱いの確保及び利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合については、この限りでない。

(調査の結果に基づく措置等)

第8条 所管課の職員は、調査の結果、外部通報対象事実があると認めるときは、速やかに措置をとるものとする。

2 所管課の職員は、調査の結果及び前項の措置をとったときはその内容を通報者に対して遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な業務の遂行及び利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合については、この限りでない。

(利益相反行為の排除)

第9条 外部及び所管課の職員は、自らが関係する通報相談等への対応に関与してはならない。

(秘密保持等)

第10条 通報相談等への対応に関与した者（通報相談等への対応に付随する職務等を通じて、通報相談等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、当該通報相談等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報相談等への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる通報相談等について適用し、同日前に行われた通報相談等については適用しない。